

～ 村上市不妊治療費助成制度のご案内 ～

村上市では、不妊治療を受けたご夫婦の経済的な負担軽減を図るため、その費用の一部を助成しています。

① 対象者

不妊治療を受けた夫婦であって、次の全ての条件を満たす方が対象となります。

※事実婚関係にある方も対象となります。

- ・ 助成の申請時において、夫婦のいずれか一方または両方が村上市に住所があること。
- ・ 医療保険各法における被保険者、組合員または被扶養者であること。
- ・ 当該助成に係る不妊治療開始時における妻の年齢が満43歳未満であること。
- ・ 当該助成に係る不妊治療について、他の自治体から助成を受けていないこと。
- ・ 市税を滞納していない人

② 助成内容

区分	内容
対象となる治療	日本国内の医療機関で行われた医師が認める不妊治療・検査・調剤
対象経費	申請日の前1年以内に行われた不妊治療に要した費用の自己負担分
対象経費に含まないもの	入院費、食事代、文書料、消費税
対象経費から控除するもの	高額療養費及び付加給付金の支給額
助成率	3分の2（百円未満切捨）
1回の限度額	20万円
助成回数	1年度につき1回（通算の助成回数に制限はありません。）

③ 申請方法

次の書類を保健医療課健康支援室または各支所地域振興課地域福祉室に提出してください。

- ・ 不妊治療費助成金交付申請書（様式第1号）
 - ・ 不妊治療医療機関等証明書（様式第2号）
 - ・ 不妊治療を受けた医療機関が発行した領収書の原本
 - ・ 同意書（様式第3号）
 - ・ 事実婚関係にある場合は、両人の戸籍謄本及び事実婚関係に関する申立書（様式第4号）
 - ・ 高額療養費及び付加給付金の支給を受けた場合は、その支給額を確認することができる書類
- ※必要に応じて、その他の書類を提出していただく場合があります。

《問合せ先》

村上市役所 保健医療課 健康支援室 電話 53-2111（内線2432）